

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示 (産業立地課)	103

公 告	
○京都府土地利用基本計画の森林地域の変更 (用地課)	103
○都市計画区域区分の変更案を作成するための公聴会の開催 (都市計画課)	104

告 示

京都府告示第87号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示(平成25年京都府告示第161号)の一部を次のように改正する。

表「7.67むこう」ものづくりの里の項を次のように改める。

「7.72むこう」
ものづくりの里

次に掲げる地域

- 向日市における準工業地域及び工業地域
- 向日市森本町のうち野田、竹園子、上町田、春日井、下町田、四ノ坪、東ノ口、戌亥及び佃(次の図に示す部分に限る。)

附 則

この告示は、令和2年2月18日から施行する。

公 告

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた京都府土地利用基本計画の次の森林地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和2年2月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更する森林地域

木津川森林地域、福知山森林地域及び綾部森林地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、綴喜都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催する。

令和2年2月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和2年3月23日（月）午後3時から
- (2) 場所
京田辺市コミュニティホール（京田辺市田辺80）

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画の種類
綴喜都市計画区域区分
- (2) 都市計画の変更案の概要

都市計画区域名	市町名	地区の名称	市街化区域に編入する面積
綴喜都市計画区域	京田辺市	大住工業地区	ha 14.0

3 作成しようとする都市計画の変更案の閲覧場所及び閲覧期間

- (1) 閲覧場所
京都府建設交通部都市計画課、京都府山城北土木事務所及び京田辺市役所
- (2) 閲覧期間
令和2年2月18日（火）から令和2年3月3日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

4 公述申出の方法等

- (1) 公述申出の方法
公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）を知事に提出しなければならない。
- (2) 公述申出者の要件
公述申出者は、次のいずれかに該当する者とする。
ア 当該都市計画区域内において住所を有する者
イ 当該都市計画区域内にある土地又は土地に定着した物件について権利を有する者等、当該都市計画の案について利害関係を有する者
- (3) 公述申出書の提出先及び提出期限
ア 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部都市計画課
イ 提出期限
令和2年3月3日（火）午後5時15分必着
- (4) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容に沿って意見を述べるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができる。ただし、会場の収容人員を超えた場合など、入場制限を行うことがある。

6 公聴会の中止

公述申出がない場合、公聴会は、開催しない。
また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがある。

別記様式

公述申出書

令和2年2月18日付け京都府公報第81号に登載された綴喜都市計画区域区分の変更案に対して意見を述べたいので申し出ます。

令和2年 月 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

公述申出人
郵便番号

住 所 (電話)

ふ り が な
氏 名

印

意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

- 注1 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が自署することができます。
- 2 「意見書の要旨及びその理由」の作成に当たっては、原稿用紙等を用い800字以内で、意見の要旨及びその理由を区分して、横書きにより記載してください。
- 3 公述の申出に係る個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づき、公聴会の開催以外の目的のために利用することや提供することはありません。